第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　計　画　書

☑ 新規　　□ 変更

（宛　先）　京都府知事　　令和2年7月28日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー	株式会社ローソン 代表取締役　竹増　貞信 電話 03 － 5435 －1350

主たる業種	コンビニエンスストア					細分類番号	5 8 9 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	☑ 第12条第１項第１号 □ 第12条第１項第２号又は第３号 □ 第12条第１項第４号					
計　画　期　間	令和２年４月から令和５年３月まで						
基　本　方　針	令和1年度を基準に、令和4年度の原単位当たりの温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	エリアサポート責任者を実行責任者、支店長を推進責任者として、実行計画の策定とその進捗管理を実施します。						

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度（29～1）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	18,911.5 トン	18,722.5 トン	18,533.3 トン	18,344.1 トン	-2.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	19,798.7 トン	18,722.5 トン	18,533.3 トン	18,344.1 トン	-6.4 パーセント
	目標の根拠	新店の要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 および、既存店の交換対象店の冷凍機、空調機、防露ヒーター、看板LED化の入替えを計画				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量（売上高/億円）	31.71	31.39	31.07	30.76	-2.01 パーセント
		事業活動に伴う排出の量（　　）					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	指標：売上高　単位：億円 平成26年度～新店へのC02冷媒機器を対象店に導入し、既存店についても切替えを実施予定					

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考
	70.0 パーセント	160.0 パーセント	160.0 パーセント	160.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容		
	（２）年度	新店：要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店：交換対象店の冷凍機、空調機の入れ替え実施
	（３）年度	新店：要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店：交換対象店の冷凍機、空調機の入れ替え実施
	（４）年度	新店：要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入 既存店：交換対象店の冷凍機、空調機の入れ替え実施
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤には特別な事情がある場合を除き、公共交通機関を利用するよう社内ルールを徹底している。
	上記の措置を採用する理由	社内ルールどおり運用しているため、自動車通勤による温室効果ガスは発生していない。

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1992年よりローソン「緑の募金」を活用した森林整備活動を実施。京都市内においても学校での緑化活動を実施し、地域での環境整備活動に役立つ取り組みを進めています。
特記事項	・令和1年度(基準年度)原単位の指標(分母)を売上高(単位：億円)としています。 理由：当社が加盟する業界団体である日本フランチャイズチェーン協会が自主行動計画以降の中で目標指標となる原単位を「売上高」としているため。

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。